



年金

国民年金保険料の
免除制度があります！

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付を免除又は猶予できる制度が、次の3種類あります。

① 免除（全額免除・一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

全額免除制度

保険料の全額14,100円（平成19年度の保険料月額）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときと比べ、年金額が3分の1として計算されます。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料を免除
一部納付は3種類です。そ

それぞれの納付額（平成19年度保険料月額）と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付
3,530円

↓年金額2分の1
※ 平成18年7月から実施

- 半額納付
7,050円

↓年金額3分の2
● 4分の3納付
10,580円

↓年金額6分の5
※ 平成18年7月から実施

全額免除・一部納付（一部免除）制度には、それぞれ所得の基準があり、基準の範囲内であることが必要です。（申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です）

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざという時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①～③の申請をしましょう。

問い合わせ

松山西社会保険事務所
国民年金保険料課

☎9255-5175

役場町民課住民係

☎985-4106

介護保険

平成19年度介護保険料の
納期のお知らせ

介護保険料を普通徴収で納めていただく皆さんの納期は次のとおりです。

期別	納期限
1期	平成19年7月31日（火）
2期	8月31日（金）
3期	10月1日（月）
4期	10月31日（水）
5期	11月30日（金）
6期	12月25日（火）
7期	平成20年1月31日（木）
8期	2月29日（金）
9期	3月31日（月）

また、年度途中に、支払方法が普通徴収から特別徴収（年金天引）に変わる方もいらっしゃいます。詳しくは7月13日（金）以降に各戸に送付します『平成19年度介護保険料決定通知書』でご確認ください。

なお、口座振替でのお支払いの方は、振替日は25日です。ただし、土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日となります。問い合わせ

役場介護保険課総務管理係

☎985-4115

税

事業所の皆様へ
e・Taxのご利用を

源泉所得税の納付や徴収高

7月の納税

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1期・全期

口座振替日は
7月25日（水）

※ 4月から農協の振替日が27日から25日へ変更になりました。

～ 税金で みんなの町が 進化する ～

計算書の提出にe・Taxのご利用をお勧めします。e・Taxを利用すると、インターネットバンキングを使ってオフィスから源泉所得税の納付ができ、現金や小切手を持ち歩く必要がないので安全で、時間の節約にもなります。

特に、源泉所得税の毎月納付のように、利用機会が多い手続きには大変便利です。

問い合わせ

松山税務署

☎941-9121